

安全・安心な暮らし

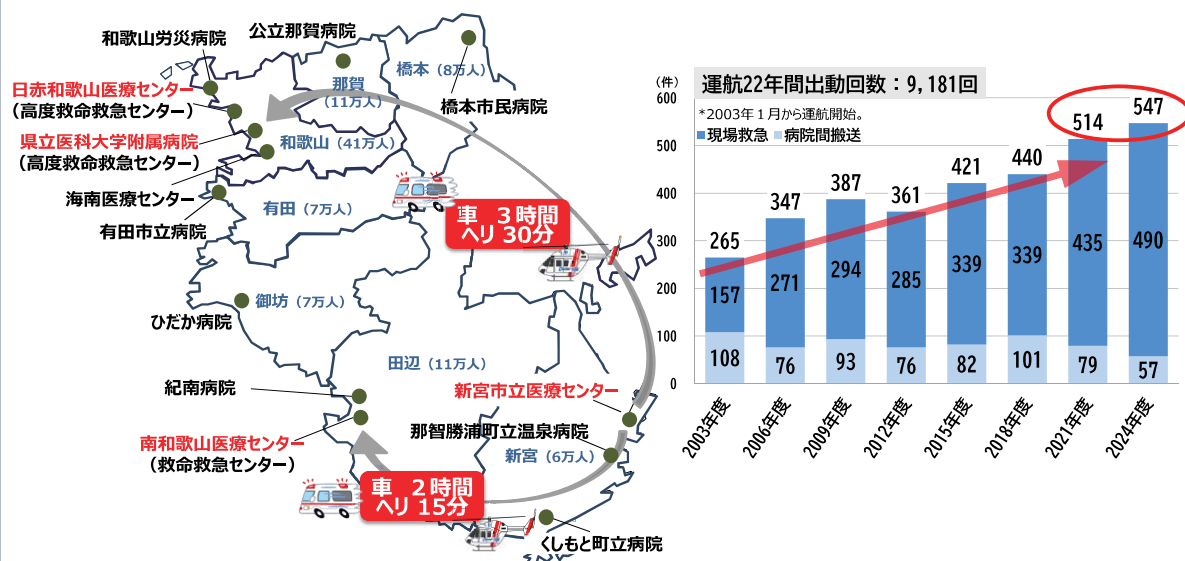
# ドクターヘリの安定運航にかかる支援

## 現 状

### ●本県の状況

- ・本県は南北に長く、幅広い地域に人口が分布している一方、医療機関の約5割が和歌山市に集中していることもあり、2003年1月から近畿で初めてドクターヘリの運航を開始した
- ・ヘリを導入した2002年度以降、年々搬送件数が増加し、2021年度以降は、年間500件以上の搬送件数となっており、地域の救急医療を支える資源として欠かすことのできないものとなっている
- ・2025年度委託事業者の整備士不足により本県を含む関西広域連合管内ドクターヘリの運航が停止するだけでなく、2026年度からの運航委託先が決まらない府県が生じるなどドクターヘリ運航の不安定化が危惧される

### <和歌山県ドクターヘリ概況>



### <整備士不足によるドクターヘリ運航停止日数> 延べ51日間 (2025年度実績)

### ●ドクターヘリを取り巻く状況

- ・全国のドクターヘリ操縦士の7割が50代以上であることやドクターヘリ操縦士要件を満たすまで長時間を要すること、消防防災ヘリが2人操縦士体制に移行したことによる需要増加を踏まえると今後も操縦士の不足が懸念される
- ・加えて、航空整備士についても航空専門学校への入学者数が2017年度約600人から2024年度は約280人と半減していることから、整備士の不足についても懸念される
- ・ヘリの機体価格は20年間で約2倍となるなど高騰に伴い多額の投資費用がかかるため、ドクターヘリ運航事業者の機体購入や更新が進まない中、2030年にはドクターヘリの約4割の機体が更新を迎える

## ●本県の取組

- ・安定運航に向けた課題としては、人材と機体の確保が急務
  - ・本県において機体の確保を行うことにより、運航事業者の負担を軽減
- <機体購入概算費用> 21億円（機体価格18億円、EMS仕様3億円）  
<運航委託概算費用> 4億円/年（人件費2億円、保守管理1億円ほか）

## 課 題

- ・ドクターヘリの操縦士や整備士不足については全国的な問題であり、短期的な取組だけでなく長期的な取組が必要
- ・2001年のドクターヘリ運航開始から約25年が経過し、社会インフラのひとつと呼べる存在であるものの、その運航は、機体確保にはじまり、運航事業者に大きく依存した形態となっているが、安定運航に向けては、新たな運航形態（上下分離方式）への転換が必要
- ・消防防災ヘリの購入費用は緊急防災・減災事業の対象となっているが、同じく社会インフラの一つであり、災害時にも活用が想定されているドクターヘリは対象外
- ・ドクターヘリ導入促進事業の対象経費が運航事業者への委託が前提となっているため、自治体の機体購入費用や所有に伴い生じる費用については対象外

## 具体的な措置

- ・航空整備士・操縦士等、ドクターヘリの運航に必要な人材に関して、養成、リソースの有効活用、業務の効率化、裾野拡大などの取組を着実に実施すること
- ・新たな運航形態（上下分離方式）は、ドクターヘリの安定運航につながる取組と考えるため、国として新たな運航形態に必要な法的な整理をはじめとする環境を整備するとともに、自治体の取組を支援すること
- ・自治体の機体購入費用について、緊急防災・減災事業の対象とするなど、財政的支援を行うこと
- ・自治体による機体所有に係る経費や当該機体を運航事業者に委託した際に生じる経費について財政的支援を行うこと

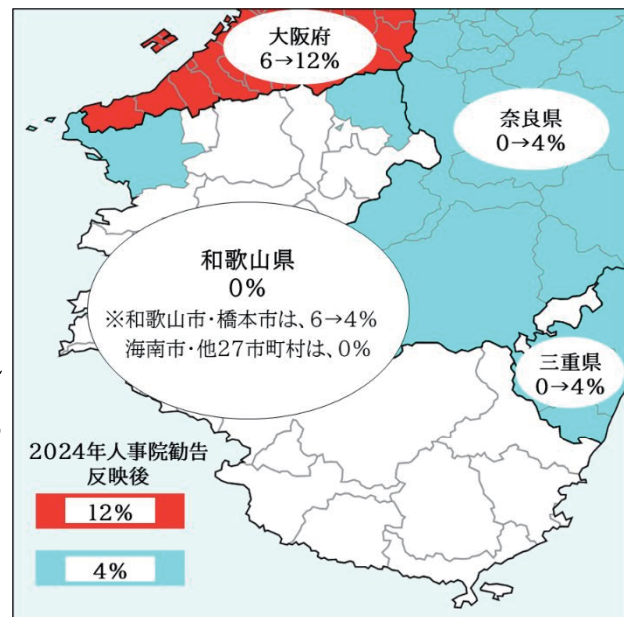
# 地域手当の「大きくくり化」による都市部と地方部の福祉人材給与格差の是正

## 現 状

- ・人口減少が深刻な和歌山県では、社会保障制度を支える福祉人材（保育・介護・障害分野で従事する職員）の人材確保が喫緊の課題となっている
- ・福祉人材の給与の原資となる公定価格における地域区分は、国家公務員の地域手当の区分に準拠することを基本としている。また、国家公務員の地域手当の区分が、2024年人事院勧告により都道府県単位に「大きくくり化」されたことに伴う公定価格における地域区分への反映は、国において、2027年4月実施に向けた検討が開始されているところ

## 課 題

- ・地域手当の「大きくくり化」を公定価格における地域区分に反映させると、本県と隣接する大阪府は12%、奈良県及び三重県は4%となる一方、本県は0%（和歌山市と橋本市は4%）となるため、福祉人材の県外流出がさらに進むことが懸念される
- ・また、既に、市町村単位で隣接する地域の状況を踏まえた補正ルールは設けられているものの、「隣接」等をベースに補正ルールを設定すると、県内市町村間での不均衡が見込まれる



「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）をもとに作成

## 具体的な措置

- ・公定価格における地域区分の見直しにおいては、市町村の意向を十分に尊重するとともに、県外の隣接する市町村との格差に加え、県内での市町村間の格差を考慮した補正ルールを設定すること
- ・特に、保育分野については、地方部における保育士不足の状況を踏まえ、現在の水準を上回る設定とすること



## 防災・減災、県土強靱化に資する社会資本整備の推進

### 現 状

- ・ 防災・減災、国土強靱化の施策などを活用し、「和歌山県国土強靱化計画」や「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」等に盛り込まれた対策が県内各地で行われ、その整備効果が確実に現れている
- ・ 一方、高い確率で発生が予想される南海トラフ地震や、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害に対する対策は、未だ道半ば

### 課 題

- ・ 半島地域の発展と安全・安心の前提となる「半島防災」と「複合災害への備え」の観点から、避難・救助や物資供給等の応急活動に必要な道路ネットワークの強化、防災拠点や物流網を確保するための港湾や漁港の耐震岸壁等の整備、陸路寸断に備えた空路活用、流域全体で水災害を軽減させる流域治水の推進、上下水道施設の耐震化等、引き続き防災・減災、県土強靱化に向けた取組が必要
- ・ 建設から50年以上経過する施設が加速度的に増加し、県民の命や安全を守る公共インフラの維持管理や更新が必要
- ・ 本県においては、近年の資材価格や人件費の上昇に見合った予算配分の確保が課題となっている
- ・ 大規模災害時には、被災地の早期復旧のため、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）による人員及び資機材の支援が必要

### 具体的な措置

- 1 防災・減災、県土強靱化に資する社会資本整備を推進するため、国直轄事業をはじめ、補助事業、防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金について、物価の上昇等を踏まえ、必要な予算を満額確保すること
- 2 国土強靱化実施中期計画に基づき計画的に進められる事業については、当初予算で措置するとともに、地方財政に新たな負担が生じることがないように特段の措置を講ずること
- 3 大規模自然災害に即応するための地方整備局等の体制強化や必要となる資機材の更なる確保に取り組むこと

# 防災・減災、県土強靱化の取組



県道海南金屋線（海南市～有田川町）

## 道路ネットワークの強化

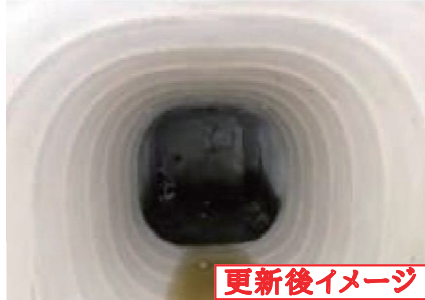
斜面崩壊によるリスクを避けた安全なルートにより、災害時における通行機能を確保



住吉川（一級河川紀の川の支川）（岩出市）

## 流域治水対策

河川整備により、2023年6月の豪雨で浸水被害を防止



老朽化した管路の更新

## 下水道管路の老朽化対策

下水道管路に起因する大規模な道路陥没事故を未然に防止



しちとみやす  
県営住宅下富安団地建替事業（御坊市）

## 県営住宅の老朽化対策

老朽化する住宅の建替えや改修工事などを行うことで、安全・安心な住宅を供給

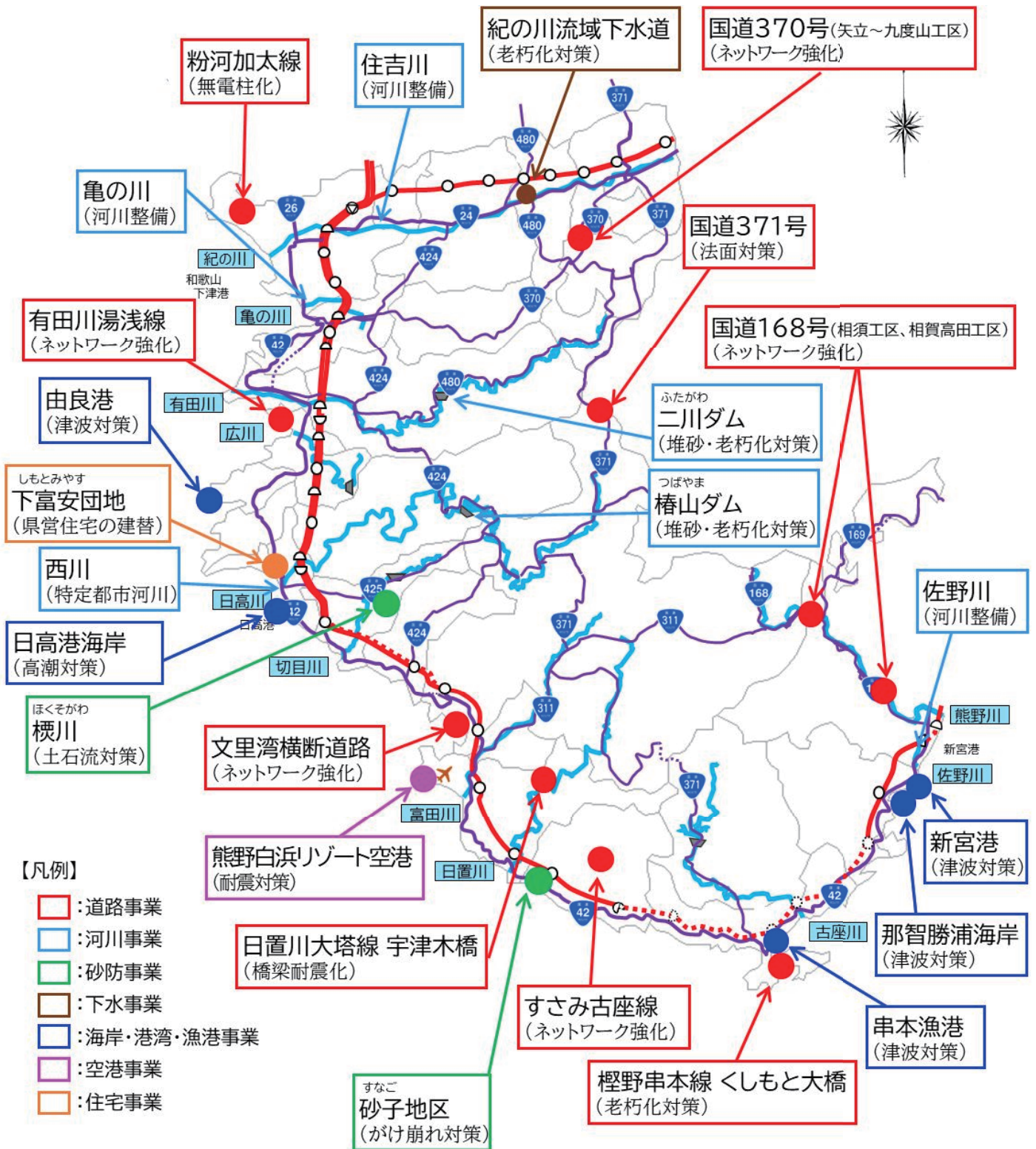
# 和歌山県の主な直轄事業



【凡例】

- : 道路事業
- : 河川事業・農地防災事業
- : 砂防事業・治山事業
- : 海岸・港湾事業

# 和歌山県の主な補助・交付金事業



## 防災・減災、県土強靱化等のための取組

### ○主な直轄事業

#### 【道路】

- ・紀伊半島一周高速道路の早期完成 [すさみ串本道路、串本太地道路、新宮道路]
- ・阪和自動車道「印南～南紀田辺間」の4車線化の早期完成
- ・直轄国道等の整備  
〔国道42号 有田海南道路、由良広川防災、熊野大橋更新、国道169号 奥瀬道路(Ⅲ期)〕
- ・高規格道路(調査中区間)の調査推進  
〔和歌山環状北道路(早期事業化に向けた計画段階評価着手)、京奈和関空連絡道路(直轄道路調査の推進)〕

#### 【河川】

- ・紀の川水系の総合的な浸水対策の推進  
〔河川整備、新六ヶ井堰の撤去、国営総合農地防災事業、既存ダムの運用改善〕
- ・新宮川水系の総合的な浸水対策の推進  
〔河川整備、濁水対策を含む総合土砂管理、既存ダムの更なる洪水調節機能の強化〕

#### 【砂防】

- ・紀伊半島大水害の被災箇所の早期完成 [那智川流域、紀伊田辺地区(治山)]
- ・土砂流出が著しい溪流における砂防堰堤等の整備 [三越川・音無川流域、高田川流域]

#### 【海岸・港湾】

- ・津波浸水対策の早期完成 [和歌山下津港海岸海南地区]
- ・津波対策(防波堤の粘り強い化)の推進 [和歌山下津港和歌山港区]

### ○主な補助・交付金事業

#### 【道路】

- ・半島防災の観点から南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、道路ネットワークの強化や防災・減災対策を推進  
〔国道168号、国道370号、すさみ古座線、文里湾横断道路、有田川湯浅線(ネットワーク強化)〕  
〔日置川大塔線 宇津木橋(橋梁耐震化)、国道371号(法面対策)、粉河加太線(無電柱化)など〕

#### 【河川】

- ・気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、県内主要河川の整備を進めるとともに、特定都市河川の指定やダムの恒久的な堆砂対策を検討し、流域全体で取り組む「流域治水」を推進  
〔住吉川、亀の川、西川(特定都市河川)、二川ダム、佐野川 など〕

#### 【砂防】

- ・土砂災害による犠牲者ゼロを実現するため、ソフト対策とハード対策が一体となった防災・減災対策を推進  
〔榎川、砂子地区 など〕

#### 【下水道】

- ・安心安全かつ強靱な下水道整備を推進 [紀の川流域下水道(老朽化対策)など]

#### 【住宅】

- ・安全・安心な住宅を供給するため、県営住宅の建替えや改修工事などの老朽化対策を推進  
〔下富安団地 など〕

#### 【海岸・港湾・漁港】

- ・「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」に基づく、海岸堤防や港湾施設等の嵩上げ・強化等  
〔由良港、串本漁港、那智勝浦海岸、新宮港、日高港海岸 など〕

#### 【空港】

- ・熊野白浜リゾート空港の拠点機能の確保に向けた耐震対策、空港機能の向上等

#### 【老朽化対策】

- ・予防保全型インフラメンテナンスへの本格転換に向け、インフラの老朽化対策を着実に実施  
〔樫野串本線 くしもと大橋、椿山ダム など〕



# 地方における鉄道ネットワークの維持

## 現 状

- ・ 地方の鉄道路線は、地域経済や住民生活を支える重要なインフラであるが、過疎化や少子高齢化もあり鉄道利用者は減少傾向にある
- ・ JR西日本が1日当たりの輸送密度2千人未満の線区の収支等を公表したことに伴い、紀勢本線の新宮白浜区間の自治体を含む地域の関係者等において、課題を共有の上、利用促進や沿線活性化の議論を行っている
- ・ 地方の鉄道路線は、設備の老朽化等による維持修繕に係る費用負担が大きく、さらに、近年頻発する豪雨災害等による被害により、多額の復旧費用が必要となっている

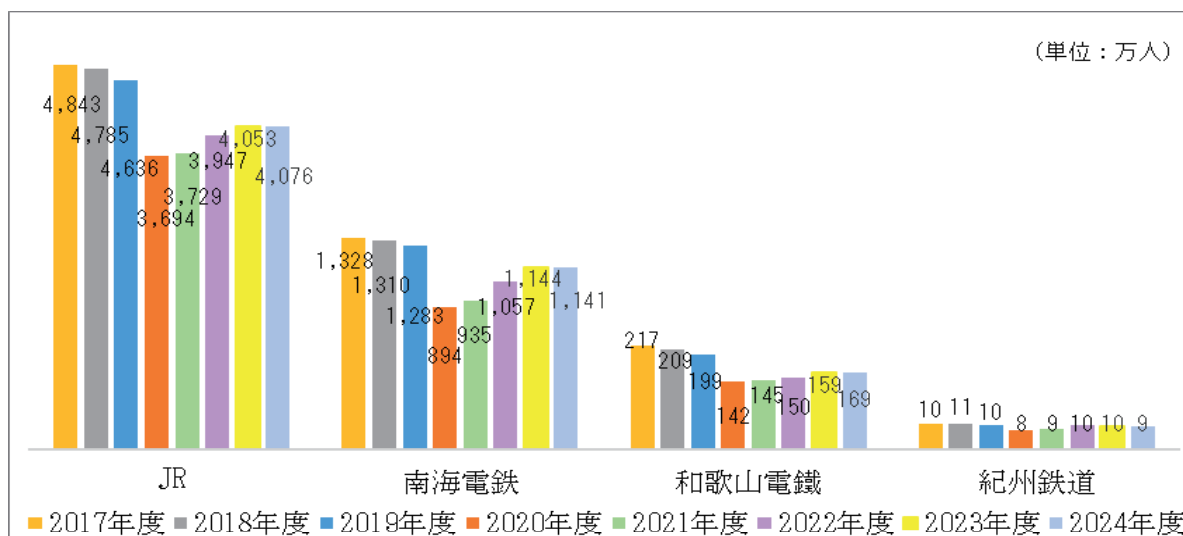
## 課 題

- ・ JRは民営化の際に、不採算路線を含めて事業全体で採算が確保できるよう事業継承されており、想定された事業構造が維持できないと主張するのであれば、輸送密度の少ない一部の区間のみならず、**鉄道ネットワーク全体の収支等に基づき議論するべき**
- ・ 設備の老朽化が進むと、災害時の被害が大きくなる可能性が高まるが、国による災害に対する補助制度は対象事業者が限定的であり、かつ、十分な支援がなされているとは言い難く、**復旧のための事業者負担が大きくなると、路線廃止に繋がる恐れがある**
- ・ 鉄道事業者による鉄道の維持が困難である場合、**地方自治体の財政負担による路線の継続には限界がある**

## 具体的な措置

- 1 鉄道ネットワークが区間毎の採算性だけで存廃を判断されることがないよう、鉄道事業者が恣意的に設定した一部区間のみの収支等ではなく、路線全体の収支等を開示する仕組みや、黒字路線の収益を赤字路線に配分するなど収益を内部移転させるルールを創設すること
- 2 公共インフラである鉄道ネットワークを維持するため、大手民間鉄道事業者も含めた地方路線の設備更新や維持修繕費用に対する支援の拡充を行うとともに、災害により被災した路線が、早期に復旧できるよう災害に対する補助制度の拡充を行うこと
- 3 国土強靱化や国土の均衡ある発展などの観点から、国による上下分離など、国策としての鉄道ネットワーク維持についての考え方を示すこと

## ○和歌山県における鉄道輸送人員の推移



## ○紀勢本線 新宮白浜区間 輸送密度※

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
1,085 人/日	608 人/日	731 人/日	793 人/日	935 人/日	960 人/日

※輸送密度：旅客営業キロ 1kmあたりの 1 日平均旅客輸送人員

## ○紀勢本線 新宮白浜区間 収支状況

年度 (3 か年度の平均)	収支率 (%)	営業係数※ (円)	収支 (億円)
2017 年～2019 年	19.0	525	▲28.6
2018 年～2020 年	15.5	647	▲29.3
2019 年～2021 年	13.0	769	▲29.5
2020 年～2022 年	11.9	838	▲28.5
2021 年～2023 年	14.2	703	▲29.3
2022 年～2024 年	15.4	650	▲31.2

※営業係数：100 円の運輸収入を得るのに要する費用

# 避難者の生活環境改善の推進

## 現状

- ・ 本県は半島という特性から、道路の寸断などで国のプッシュ型支援が一部集落に早期に届かないおそれがあるなか、発生頻度が高い「東海・東南海・南海 3 連動地震」に対応する備蓄を推進してきた
- ・ 最大規模の災害に対応する備蓄が努力目標とされた（2025 年 7 月国通知）が、南海トラフ巨大地震における想定避難者（約 47.6 万人 2025 年 3 月国発表）に対し、基本 8 品目を 1 日分備蓄できているのは県内 30 団体中 5 団体にとどまる
- ・ 2030 年までに、スフィア基準を満たすための災害用物資・資機材を備蓄することが「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において目標とされた（2025 年 7 月）
- ・ 加えて、カムチャツカ半島付近の地震に伴い津波警報が発表された際、指定緊急避難場所における暑さ対策が課題となり、熱中症対策及び防寒対策として備蓄品を可能な範囲で備えることが推奨された（2026 年 1 月国手引き）

## 課題

- ・ スフィア基準を満たすためには、多額の初期購入費用に加え、定期的な更新の費用が不可欠であり、負担が大きい
- ・ 良好な避難環境の確保には、消耗品は欠かせないが、原則、地域未来交付金（地域防災緊急整備型）（以下、交付金）の対象外
- ・ 基本 8 品目以外の備蓄すべき品目に対する必要数量の算出方法が国から示されていないため、自治体において将来を見据えた計画的な物資の整備が困難となっている
- ・ 指定緊急避難場所へ計画的に整備する暑さ寒さ対策に資する消耗品は交付金対象となったが、熱中症対策に不可欠である飲料水は対象外

## 具体的な措置

- ・ 目標達成に向けた対策を加速するため、指定避難所における消耗品に加え、指定緊急避難場所における熱中症対策に必要なすべての消耗品を交付金の交付対象にすること
- ・ 基本 8 品目以外の備蓄すべき品目に対する必要数量の算出方法を早期に示し、更新も含めて計画的な備蓄を進められる十分な財源を措置するとともに、恒久的な制度とすること



# 人権問題の解決に向けた施策の推進

## 現状・課題

### 1 人権侵害に係る被害者救済について

個別の人権課題に対する法制度の整備が進むとともに、本県でも「部落差別の解消の推進に関する条例」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定するなど、人権問題の解決に向け取り組んでいる。しかし、インターネットを利用した人権侵害など、依然として様々な人権問題が発生し、既存の法律では対応が困難な事案が生じており、被害者に対する救済制度は十分ではない

### 2 インターネットを利用した人権侵害について

- (1) 人権侵害情報を確認次第、国に対しプラットフォーム事業者（以下、「PF 事業者」という。）への削除要請を行うよう求めているものの、国はその判断に長期間を要し、また、応じていないものもある
- (2) 国や地方公共団体からの削除要請に PF 事業者が応じていないものがある
- (3) 情報流通プラットフォーム対処法（以下「法」という。）が施行されたが、以下のような課題がある
  - ① これまで国や地方公共団体が行ってきた削除要請に応じなかった PF 事業者は、大規模事業者だけではなく、法の対象とならない事業者も存在するため、法施行後も人権侵害情報が拡散され続ける。また、地方公共団体が行う削除要請について、法に基づく対応の義務がない
  - ② 特定の属性に対する差別的表現が、どのような権利利益の侵害に該当するのかガイドラインに示されていないため、大規模 PF 事業者による削除判断が困難。また、被侵害者以外からの削除申出への対応や削除対象となる権利侵害情報についてなど、ガイドラインで示された趣旨が十分に運用に反映されていない場合がある
  - ③ 法やプラットフォーム上の権利救済手続きについて、国民の認知度が低い

## 具体的な措置

### 1 被害者救済制度の整備について

人権が侵害された場合における被害者の救済を行うため、独立性や迅速性及び専門性を備えた第三者機関の創設など、実効性のある法制度を早期に整備すること

### 2 インターネット上の人権侵害防止について

(1) 地方公共団体からの削除要請に国は迅速に応じること

(2) 国及び地方公共団体からの削除要請に PF 事業者が着実に応じる仕組みを講じること

(3) 早期に以下の点について実施するなど、より実効性のある対策を講じること

① すべての PF 事業者を法の対象とするとともに、地方公共団体が行う拡散防止のための削除要請を法に基づく対応とすること

② 特定の属性に対する差別的表現を削除基準の対象とするようガイドラインに明記するとともに、大規模 PF 事業者がガイドラインを遵守するよう、必要な助言を行うこと

③ 被害者が制度を十分に活用できるよう、法や制度の周知・啓発を推進すること

【参考】人権を救済するための法制度（イメージ図）

